

佐久地区剣道連盟 級位審査基準

審査を行う級は、1～8 級とする。

受審級	級位受審資格	審査内容
1 級	小 5 年生以上の 2 級受有者	切り返し 1 往復、実技(1 分 2 人) 木刀による基本技稽古法 基本 1～9 本
2 級	小 4 年生以上の 3 級受有者 中学生以上	切り返し 1 往復、実技(1 分 2 人) 木刀による基本技稽古法 基本 1～6 本
3 級	小 4 年生以上の 4 級受有者	切り返し 1 往復、実技(1 分 2 人) 木刀による基本技稽古法 基本 1～4 本
4 級	小 3 年生以上の 5 級受有者	切り返し 1 往復、実技(1 分 2 人)
5 級	小 2 年生以上の 6 級受有者	切り返し 1 往復、実技(1 分 2 人)
6 級	小 2 年生以上で受審可能	切り返し 1 往復、実技(1 分 2 人)
7 級	小 1 年生以上で受審可能	切り返し 1 往復、実技(1 分 2 人)
8 級	小学 1 年生以上で受審可能	お互いの礼と蹲踞、基本打ちを審査する 面打ち・小手打ち・胴打ち・小手～面打ち各 2 本ずつ 「剣道基本技稽古法」の要領で打込む

1. 受審資格

- ・受審資格に定める学年に達していない者は、当該級位を受審することができない。
- ・審査日において、現級位の取得から 6 か月以上経過していること。ただし、初受審者は剣道を始めてから 3 か月以上の修行期間を要する。修行期間は月数で計算し、日数は考慮しない。
- ・1 級～7 級は、剣道具(面・小手・胴・垂)を自ら装着し、切り返しおよび実技ができる者を対象とする。8 級は、それ以外の者を対象とする。
- ・3 級～8 級は小学生を対象とする。中学生以上(初受審者を含む)は、2 級から受審するものとする。
- ・無級者(現在級位を取得していない者)の受審の目安は、次のとおりとする。

受審級	無級者(現在級を持っていない方)の受審に関して
1 級	2 級受有者が対象のため、無級では受審不可
2 級	中学生以上で無級の場合、2 級を受審すること
3 級	4 級受有者が対象のため、無級では受審不可
4 級	小 5・6 年生で無級の場合、4 級を受審すること
5 級	6 級受有者が対象のため、無級では受審不可

受審級	無級者(現在級を持っていない方)の受審に関して
6 級	小 2・3・4 年生で無級の場合、6 級を受審すること
7 級	小 1 年生以上であれば無級でも受審可 *剣道具(面・小手・胴・垂)を自分で装着でき、切り返しや実技ができる者
8 級	小 1 年生以上で受審可(面をつけず、基本技を審査する)

2. 着装・礼法

- ・着装・剣道具は、1～7 級は剣道着・袴＋防具一式を着装する。8 級は剣道着・袴＋垂のみとする。
- ・立会の礼法は、受審級を問わず「お互いの礼と蹲踞」とする。

3. 受審地区・特例事由

- ・長野県剣道連盟の指導により、所属支部での受審を原則とし、他支部での受審は認めない。
- ・特例事由(教育的配慮)等がある場合は、受審申込前に各団体の代表者が事務局へ問い合わせ、佐久地区剣道連盟会長の了承を得た上で受審すること。

4. 講習会

- ・1 級～7 級を受審する者は、事前に実施する「級位受審者講習会」に原則として参加すること。
- ・「1 級合格者講習」は、審査会当日に合格者を対象として 30 分程度実施する。

5. 木刀による基本技稽古法

- ・各級の指定本数(1 級:基本 1～9 本、2 級:基本 1～6 本、3 級:基本 1～4 本)を審査する。
- ・基本 1 には突き技を含むため、安全に十分配慮し、日頃の稽古や講習会などで指導すること。
- ・令和 8 年度は移行期間とし、各級位の指定本数のうち 3 本を抜粋して審査する。

6. 情報開示

- ・情報開示の対象は 1 級～3 級とする。

7. 申込手続き

- ・全級位審査会の受審申請は事前申込制とする。申込期間については、その都度、佐久地区剣道連盟事務局から各団体へ案内する。

8. 現在の級位から新基準への移行について

- ・受審は、新基準に基づいて行う。旧 1 級～旧 7 級は、同じ級位のまま新基準へ引き継ぐものとする。
令和 7 年度(令和 8 年 2 月 1 日)までに取得した級位および受審可能な学年基準に基づき、受審申請を行う。

- ・現在取得している級位により、無級(現在級位を取得していない場合)として受審するよりも不利にならないよう、学年に基づく無級者の受審基準(前掲「無級者の受審の目安」)が現在の級位より上位となる場合は、その級位を受審できるものとする。
- ・中学生以上で旧 3 級～旧 8 級を取得している者は、新 2 級を受審するものとする。
- ・ただし、小学生で現在旧 8 級・旧 9 級・旧 10 級を取得している者については、次のとおりとする。
 - －新 7 級の審査内容(切り返し・実技)に対応できる者は、新 7 級を受審する。
 - －小学 2 年生以上で、指導者が実力を十分と認めた場合は、新 6 級を受審する。
 - －上記のいずれにも該当しない場合は、新 8 級を受審する。

以上